

社会福祉法人 池田博愛会 行動計画策定

社会福祉法人 池田博愛会は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定する。

この行動計画策定により、職員が安心して働き続けることのできる雇用環境を整備し、職員にその内容を周知する。そして、職員がこの行動計画を積極的に推進することにより、仕事と家庭の両立が一層図られる職場環境を作る。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1. 計画期間内に育児休業の取得率を次のとおりとする。

- ・男性職員→計画期間内に1名以上取得
- ・女性職員→取得率を80%以上

令和3年4月～ 企業主導型保育事業『あいあい』の事業所紹介等、当法人の育児制度に関するパンフレットの作成を実施する。

令和4年4月～ 育児制度について社内グループウェア（サイボウズ）を活用した周知・啓発の実施（毎年）

令和5年4月～ 育児休業期間中の賞与配分率について見直しを検討する。

目標2. ノー残業デーの実施

令和3年6月～ 現在、制定している家族の日（毎月1日）はノー残業デーとして周知を実施する。

令和4年6月～ 管理職を対象としたノー残業デーの取り組みや業務効率化に関するアンケートを実施する。

令和5年6月～ アンケート結果をもとに、事業所ごとの業務効率化の施策を検討し、実施する。

令和6年6月～ 業務効率化の好事例を収集し、各事業所へ取組を広げる。

令和7年6月～ 法人内の業務効率化への優れた取組に対して表彰を行い、好事例として各事業所へ展開する。

徳島県三好市池田町州津瀧端1271番地7

社会福祉法人 池田博愛会

理事長 中村忠久

社会福祉法人 池田博愛会 行動計画

社会福祉法人 池田博愛会は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨に基づき次のとおり「一般事業主行動計画」を策定する。

この行動計画策定により、全ての職員が安心して働き続け、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画について取り組む。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1. 管理職に占める女性の割合を、全従業員に占める女性割合と同程度(70%)

以上とする。

令和3年4月～ 次期管理職候補生を社会福祉施設会計実務講座または社会福祉施設長資格認定講習へ参加する。（毎年）

令和4年4月～ 経営トップによる、全事業所を挙げてのダイバーシティ推進に関するメッセージの発信を行う。

令和5年4月～ 各事業所ごとの一般職から管理職への昇格状況を分析する。

令和6年4月～ 進捗状況を把握し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。

目標2. 全従業員の有給休暇取得率を55%以上とする。

令和3年6月～ 前年度の従業員毎の有給休暇取得率をデータ化し、管理職に情報提供する。（毎年）

令和4年6月～ 事業所ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。

令和5年6月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各事業所での取組の結果をまとめ、情報共有を行う。

令和6年6月～ 従業員それぞれが設定した記念日に年次有給休暇を指定できる『記念日休暇』の仕組みづくりを実施する。

徳島県三好市池田町州津瀧端1271番地7

社会福祉法人 池田博愛会

理事長 中村忠久